

破 碎 業 の 手 引 き

制定 平成 16 年 6 月
改正 令和 3 年 2 月

目 次

第1 自動車リサイクル法の概要

1	自動車リサイクル法の全体概要	1
2	自動車リサイクル法の対象自動車	3
3	自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	5
4	自動車リサイクル法と旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）との関係	6

第2 破砕業の許可

1	根拠法令	7
2	破砕業の許可の概要	
(1)	破砕業者の位置付け	
ア	許可制	7
イ	許可が必要な行為	7
ウ	許可の期間	7
エ	破砕業の許可と廃棄物処理法との関係	8
(2)	破砕業者の行為義務	
ア	解体自動車の引取り	8
イ	解体自動車の再資源化	9
ウ	解体自動車の引渡し	9
エ	自動車破砕残さの引渡し	9
オ	電子マニフェストによる解体自動車、自動車破砕残さの移動報告	9
カ	標識の掲示	10
3	破砕業の許可基準等	
(1)	施設に係る基準	
ア	解体自動車を保管するための施設	12
イ	解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設	
(ア)	破砕前処理施設	17
(イ)	破砕施設	18
ウ	自動車破砕残さの保管施設	18
エ	圧縮又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設	21
(2)	破砕業許可申請者の能力に係る基準	22
(3)	破砕業者の再資源化基準	23
4	破砕業許可の申請手続き	
(1)	事務処理フロー	24
(2)	申請書様式	24
(3)	申請に必要な書類の内容	24
(4)	申請書の記入要領及び注意事項等	26
(5)	申請書の提出先等	
ア	申請書の提出先	33
イ	申請書の提出部数	33
ウ	許可申請手数料	33
エ	先行許可	33

第3 変更届・廃止届

1	変更届出書の提出	34
2	変更届出書の添付書類	35
3	廃止届	36
4	届出書の提出先及び提出部数	36

第1 自動車リサイクル法の概要

1 自動車リサイクル法の全体概要

ア 使用済自動車等の流れ

- (ア) 「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自動車製造業者等（輸入業者を含む）が自ら製造・輸入した自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。
- (イ) 自動車リサイクル法制定以前に静脈インフラを担ってきた関連事業者は、すべて都道府県知事等の登録・許可を受ける必要があり、適切な役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

イ リサイクル料金等の流れ

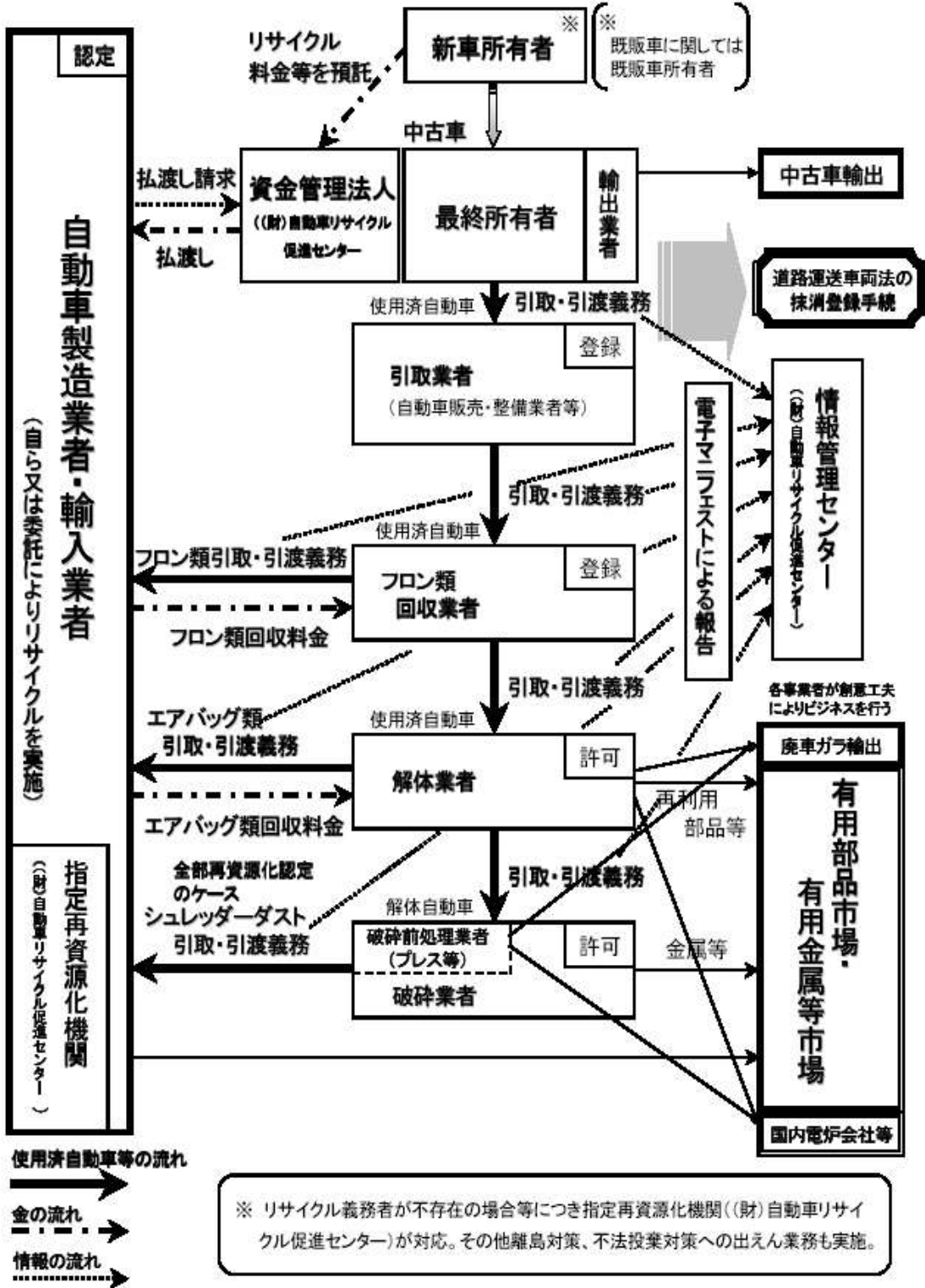
- (ア) 自動車製造業者等（輸入業者を含む）が行うシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる）にその負担を求める。併せて、情報管理料金と資金管理料金についても自動車所有者の負担となる。
 - ※ 各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については、当事者間で決定される（本法によりシュレッダーダストの処分費用等の近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため、リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される）。
- (イ) リサイクル料金は、あらかじめ各自動車製造業者等（輸入業者を含む）が定め、公表する。これにより、自動車製造業者等間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることをねらいとしている。
 - また、不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令することとされている。
- (ウ) リサイクル料金等は、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや収受コスト、負担感等を勘案して、自動車所有者が原則新車販売時に資金管理法人（（公財）自動車リサイクル促進センター）に預託することとされている。
 - なお、国土交通大臣等は、登録時にこれを確認する。
- (エ) 自動車製造業者等（輸入業者を含む）の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理法人（（公財）自動車リサイクル促進センター）が管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルに当たり、リサイクル料金の払渡しを請求する。

ウ 情報の流れ

- (ア) 電子マニフェスト（移動報告）制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムが構築されている。
- (イ) 具体的には、登録・許可を受けている各関連事業者が、使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、その旨を情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に、原則としてパソコン等からインターネットを利用して報告する制度であり、これによりマニフェスト情報が一元的に管理されている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称:自動車リサイクル法)



2 自動車リサイクル法の対象自動車

(1) 自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除くすべての自動車（トラック・バスなどの大型車、特種自動車、ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意。)

<対象外となる自動車>

- ・ 被けん引車
- ・ 二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・ 大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・ その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車及び無人搬送車）

(2) また、対象となる自動車のうち、次に掲げる架装物部分は、破砕業者で処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用などにより再利用される場合も多いとの理由から、シュレッダーダスト、カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外とされている。

<対象外となる架装物>

- ・ 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・ コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・ 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・ トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

※ これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法が適用されないため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。

この場合、廃棄物処理法上のルール（産業廃棄物処理業の許可やマニフェスト制度等）に従って処理がなされることに留意する必要がある。

(3) 平成 17 年 1 月 1 日以降に、新たに引取業者へ引き渡された自動車が自動車リサイクル法の対象となる。

なお、平成 16 年 12 月 31 日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成 17 年 1 月 1 日以降も旧フロン回収破壊法の仕組みに従う必要がある。

(4) 自動車リサイクル法の対象となる自動車の判定一覧

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			リサイクル法の対象
		長さ	幅	高さ	
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車				対象となる。
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が2.00リットル以下のものに限る。）	4.70m以下	1.70m以下	2.00m以下	被けん引自動車を除き対象となる。
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの				二輪車を除き対象となる。
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.660リットル以下のものに限る。）	3.40m以下	1.48m以下	2.00m以下	被けん引自動車を除き対象外
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.250リットル以下のものに限る。）	2.50m以下	1.30m以下	2.00m以下	対象外
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				対象外
小型特殊自動車	一 前項第1号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km毎時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	対象外
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度35km毎時未満のもの				対象外

3 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

- (1) 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらずすべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる（ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）は、有価での引渡しであれば原則廃棄物に当たらない）。

自動車リサイクル法が本格的に施行された平成 17 年 1 月 1 日以降において、使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト及びエアバッグ類は、廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから、使用済自動車等の処理（積替え、保管、収集運搬及び処分）については、自動車リサイクル法に別の定めがない限り、廃棄物処理法に従って行わなければならない。

また、平成 16 年 12 月 31 日までに使用済自動車として引き取られたものについても、有価性の有無にかかわらず廃棄物処理法の処理基準が適用される。

なお、使用済自動車等は廃棄物処理法上の廃棄物とみなされたとしても、有用な金属等を含むことから、当事者間において有価での流通を妨げるものではない。

- (2) 自動車リサイクル法の登録・許可業者は、自らが行う引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処分に当たって、廃棄物処理法の業の許可は不要である。

また、事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能である。

ただし、運搬・処分に当たっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要がある。

① 引取業者

自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す際に自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要である。

② フロン類回収業者

引取業者から使用済自動車を引き取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要である。

③ 解体業者

引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引き取り、又は他の解体業者又は破砕業者に使用済自動車等を引き渡す際に自らが行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要である。

また、自ら回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す際の運搬を行う場合も同様である。

加えて、使用済自動車又は解体自動車の処分を行う際の一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可も不要である。

④ 破砕業者

解体業者若しくは破砕前処理を行う破砕業者から解体自動車を引き取り、又は他の破砕業者に解体自動車を引き渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡す際の運搬について、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である。

また、解体自動車の破砕前処理又は破砕処理を行う場合の産業廃棄物処分業の許可も不要である。

なお、いずれの場合も、他の者の委託を受けて、使用済自動車等の運搬を行う場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要である。

- (3) 登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない（ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能である）。

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは不要である。

平成 16 年 12 月 31 日までに使用済自動車として引き取られたものは、自動車リサイクル法の引取り又は引渡しの対象とならないことから、その使用済自動車等が産業廃棄物である場合には、廃棄物処理法に基づく委託契約書の締結が必要である（一般廃棄物、産業廃棄物ともに委託基準が適用される）。

また、使用済自動車等が産業廃棄物である場合には、各工程において産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となる。

- (4) 他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産業廃棄物・一般廃棄物どちらでも可）を有する事業者が委託することが必要である（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要である）。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても、使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には、当然に廃棄物処理法の業の許可が必要である。

自らの引渡しに係る使用済自動車等の運搬を第三者に委託して行う場合、その運搬を行う者は一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けていなければならない。

また、廃棄物処理法上のマニフェストについては、電子マニフェストに委託の相手方を入力することにより交付が不要となるが、委託契約書の締結は必要である。

なお、使用済自動車等の解体により発生した廃油等の廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は、委託先は廃棄物処理法の許可業者である必要がある。

4 自動車リサイクル法と旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）との関係

- (1) 旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われている。

- (2) 旧フロン回収破壊法の登録を受けた第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者及びフロン類回収業者の地位（標識を掲示する必要あり）に自動的に移行している。

平成 17 年 1 月 1 日以降に引取業者に引き取られた使用済自動車からのフロン類の回収は、自動車リサイクル法により行われている。

また、平成 16 年 12 月 31 日までに引取業者に引き取られた使用済自動車からのフロン類の回収は、従来どおり旧フロン回収破壊法の規定により行われている。

なお、旧フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者は、平成 17 年 1 月 1 日以降、それぞれ自動車リサイクル法の引取業者及びフロン類回収業者とみなされたことから、旧フロン回収破壊法に基づく登録及び変更等の届出に関する規定は、平成 16 年 12 月 31 日限りで廃止され、自動車リサイクル法により登録（登録の更新を含む。）又は変更等の届出が行われている。

加えて、自動車分解整備事業者のフロン類回収業者の登録に関する特例も廃止されたことから、登録の更新は通常の登録手続きにより申請しなければならない。

第2 破砕業の許可

1 根拠法令

自動車リサイクル法：第67条、第68条

自動車リサイクル法施行規則：第60条

2 破砕業の許可の概要

(1) 破砕業者の位置付け

◇解体自動車（廃車ガラ）の破砕又はプレス・せん断（破砕前処理）を行う業者は、破砕業者として都道府県知事等の許可を受ける必要がある。
→解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す役割を担う。

ア 許可制

(ア) 破砕業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制である。解体自動車（廃車ガラ）の破砕又は破砕前処理（プレス・せん断）を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受ける必要がある。

(イ) 全部を潰して圧縮する行為は「処分」に相当するが、重機で車の屋根をへこませたり、ゆがみを与えるなど、車体の限られた一部を変形する行為であって、かつ、処分目的でなく単に収集運搬・保管の効率向上のために行うものについては「処分」とは言えず、この程度の行為であれば破砕業の許可を受ける必要はない。

ただし、エアコンからのフロン類の回収やエアバッグ類の回収・車上作動処理に支障のない範囲のものとなっている必要がある。

(ウ) 移動式プレス機を有する場合、作業を行う場所を管轄するすべての自治体から許可を受ける必要はなく、その本拠地である事業所の所在地を管轄する自治体から許可を受けることで足りる。

(エ) 破砕業の許可は、「破砕前処理」、「破砕」及び「破砕前処理+破砕」の3区分となっており、「破砕前処理」又は「破砕」で許可を取得している場合において、いずれか一方を追加する場合は変更許可が必要である。

イ 許可が必要な行為

具体的には、解体自動車について次の行為を行う場合が該当する。

(ア) 解体自動車の破砕前処理

解体業者が解体を終えた解体自動車を引き取り、ニブラ、ギロチンシャー等の重機やプレス機、切断機を使用して、圧縮又はせん断を行う場合

（廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可では、「圧縮」、「切断」に該当）

(イ) 解体自動車の破砕処理

いわゆるシュレッダーを使用して解体自動車を破砕する場合

（廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可では、「破砕」に該当）

※ 解体自動車の破砕施設の処理能力が1日5トンを超える場合は、破砕業の許可とは別に産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の破砕施設に相当するもの）の設置許可を事前に取得しておく必要がある。

ウ 許可の期間

許可を受けた日から5年である。許可を更新する場合は、許可満了日前に更新の許可申請を行い、許可を受けなければならない。

エ 破砕業の許可と廃棄物処理法の関係

自動車リサイクル法の破砕業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処分）について廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）である。

◎ 収集運搬業の許可

- ・ 青森県で破砕業の許可を受けていれば、解体自動車等の引取り又は引渡しに係る運搬を破砕業者自らが行う場合の産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である。

この場合において、一般廃棄物であるもの、産業廃棄物であるものいずれも運搬できる。

なお、許可が不要となるのは、解体自動車の運搬を行う場合に限られ、解体の工程において生じた廃油、金属くず等の廃棄物である他の物品を運搬する場合は、別途産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

- ・ 解体自動車の運搬を行う場合は、廃棄物処理法における産業廃棄物の収集運搬基準に従わなければならない。

◎ 処分業の許可

解体自動車の破砕又は破砕前処理の過程において、廃棄物の処分に相当する行為を行う場合であっても、廃棄物処分業の許可は不要である。

また、許可が不要となるのは解体自動車の処分を行う場合に限られ、他の廃棄物を処分する場合は、別途産業廃棄物処分業の許可が必要となる。

なお、解体自動車の処分を行う場合は、廃棄物処理法における産業廃棄物の処理基準に従わなければならない。

(2) 破砕業者の行為義務（自動車リサイクル法第17条、第18条第3項）

ア 解体自動車の引取り

解体業者又は破砕業者（破砕前処理を行う者に限る。）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務がある。

<正当な理由>

(ア) 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）

(イ) 解体自動車に異物が混入し、又は発煙筒が残置されている場合（他のごみが詰められている場合を想定）

(ウ) 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせて、適正な保管が困難である場合を想定）

(エ) 解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合

例えば、

- ・ 解体自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
- ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
- ・ 引取り側の合意（条件交渉）なく、一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合
- ・ 普通乗用車しか引き取らない破砕業者に、大型商用車を引き取るよう要請された場合

(オ) 解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっている引取りなども想定）

イ 解体自動車の再資源化（自動車リサイクル法第 18 条第 1 項、第 4 項、第 5 項）

解体自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡す場合を除き、再資源化基準に従って適切な破砕又は破砕前処理を実施する義務がある。

＜破砕業者の再資源化基準＞

- 破砕処理工程
 - ・ 鉄、アルミニウム等を技術的・経済的に可能な範囲で分別回収すること
 - ・ 自動車由来のシュレッターダスト（ASR）に異物が混入（他のシュレッターダストの混合を含む）しないように、解体自動車（廃車ガラ）を破砕すること
- 破砕前処理工程
 - ・ 解体自動車（廃車ガラ）に異物を混入しないこと 等

ウ 解体自動車の引渡し（自動車リサイクル法第 18 条第 8 項）

破砕前処理を行う破砕業者は引き取った解体自動車を処理した後、他の破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務がある。

また、解体自動車全部利用者へ引き渡す場合には、**引渡しの事実を証する書面**を 5 年間保存する義務がある。

＜解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証する書面＞

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・ 破砕業者名
- ・ 解体自動車全部利用者名
- ・ 解体自動車を引き取った年月日
- ・ 解体自動車の車台番号

※ 車台番号について、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

エ 自動車破砕残さ（シュレッターダスト）の引渡し（自動車リサイクル法第 18 条第 6 項）

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、自動車破砕残さ（シュレッターダスト）を自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務がある。

引取基準の内容の例は、次のとおりである。

1 性状

- ① 異物（非自動車、事前選別処理品目）の混入がないこと。
- ② 水分・土砂含有率は降雪寒冷地においてのみ適用し、個別破砕事業者ごとに設定した値以下であること。

2 引取方法

- ① 当該自動車製造業者等が定める指定引取場所であること。
- ② 事前の取決めに従ったタイミングでの引取りであること。
- ③ 要件を満たした電子マニフェスト上の引渡報告が行われていること。

3 荷姿

- ① 自動車破砕残さの飛散や雨水が浸入しない運搬形態であること。
- ② 電子マニフェスト上で登録済みのトラック単位での運搬であること。
- ③ 荷室内より水漏れのしないこと。

オ 電子マニフェストによる解体自動車、自動車破砕残さの移動報告（自動車リサイクル法第 81 条第 10～12 号）

電子マニフェストを利用して、解体自動車の引取りと自動車破砕残さの引渡しから 3 日以内に情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務がある。

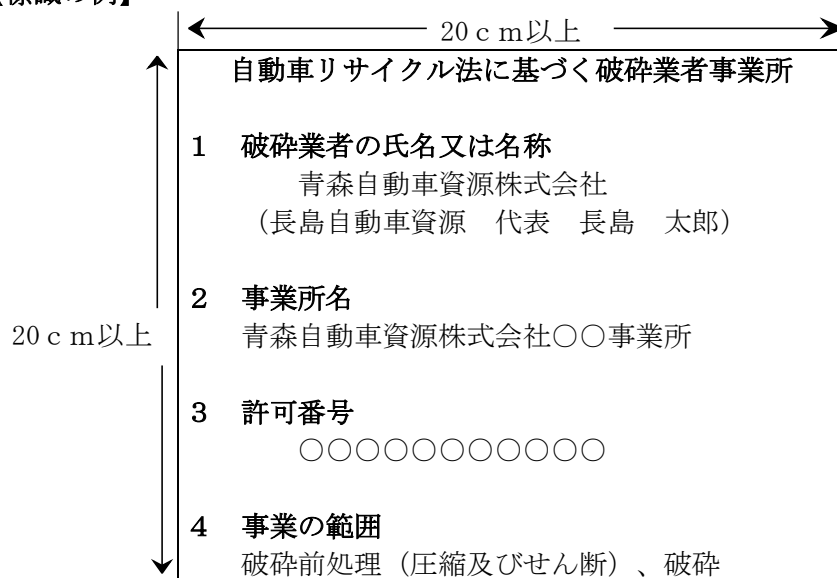
カ 標識の掲示（自動車リサイクル法第 72 条）

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。

また、標識は、縦・横各 20 c m 以上の大きさで、破砕業者であること、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載する必要がある。

※ 実務上は、例えば引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて 1 つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を 1 つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A 4 判以上の大きさであれば、都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りる。

【標識の例】



※ 標識の様式は特に定められていない。

3 破砕業の許可基準等

<自動車リサイクル法における規定（第 69 条）>

○ その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして**主務省令で定める基準**に適合するものであること。

○ 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする政令で定める法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

政令で定める生活環境保全法令

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

刑法関係の罪の名称

第 204 条（傷害罪）、第 206 条（傷害又は傷害致死の現場助勢の罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集の罪）、第 222 条（脅迫罪）、第 247 条（背任罪）

ニ 第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む）。

下線部

解体業、破砕業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は浄化槽清掃業者の許可をいう。

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 施設に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第 62 条第 1 号）

ア 解体自動車を保管するための施設（圧縮又はせん断した後の解体自動車も同様）

（自動車リサイクル法施行規則第 62 条第 1 号イ）

みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について規定されている。

【留意事項】

- ・ 囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入防止の観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、又は倒壊しやすいものであってはならず、出入口に施錠等が可能なものとする。
- ・ 事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、区域が明確にされていれば、解体自動車の保管場所の周りに別の囲いを設ける必要はない。

※ 囲い等の詳細

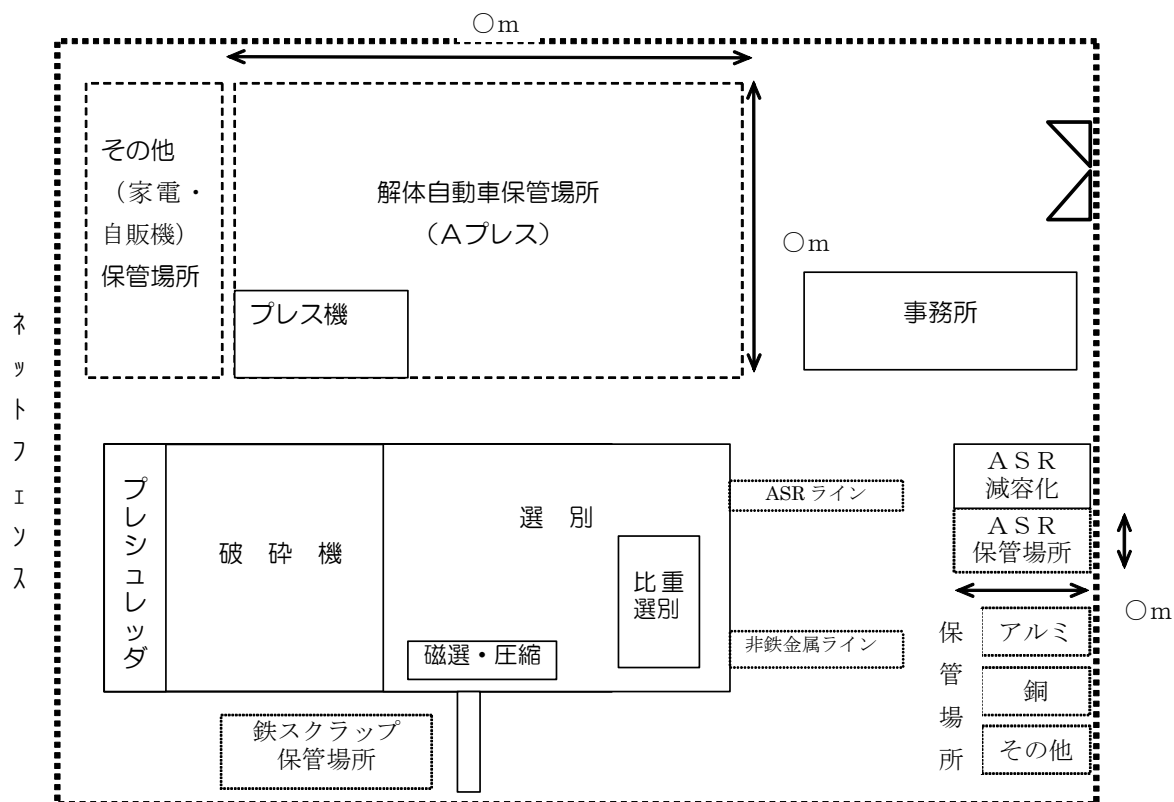
① 囲い

- ・ 保管場所の周囲に囲いを設けることが必要であり、囲いは、他人に容易に侵入されることにより、解体自動車やその部品を盗まれたり、放火されたり、住み着いたりすること等を防止するために必要なものである。
- ・ 事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合には、解体自動車の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲われていない場合には、解体自動車の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- ・ 囲いの高さは、人間の身長を考慮した規格品で構わない。
- ・ 囲いは、解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域を明確にするために設置するものであり、その材質としては、人が容易に出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス及びトタンなどが考えられる。
また、木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張らなければならない。
- ・ 解体自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、解体自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。
なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。
- ・ 囲いの出入口には、施錠できる門扉を設けることが望ましい。
なお、出入口の施錠は、容易に他人が外せないようなものであればよい。

② 範囲が明確

- ・ 無秩序に解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- ・ 囲いの範囲と解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。

【破砕業者の事業所配置図例】



※ 解体自動車の保管 (未圧縮のもの) に係る具体的基準

1 原則

すべての解体自動車は廃棄物とみなされ、廃棄物処理法の産業廃棄物保管基準が適用される。

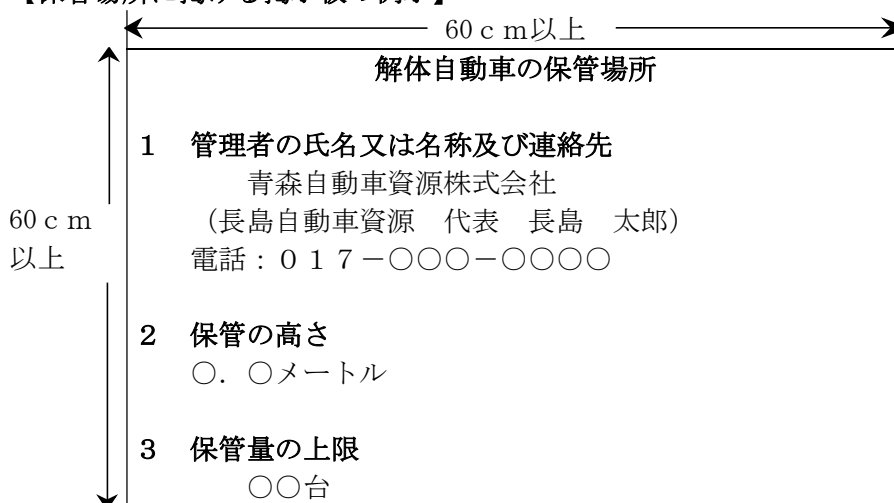
2 保管の方法

(1) 本格施行の日 (平成 17 年 1 月 1 日) 以降に引取業者に引き取られたもの
(自動車リサイクル法のリサイクル費用が預託されているもの)

ア 廃棄物処理法の保管基準

- ① 見やすい箇所に解体自動車の保管の場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること。
- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
 - ・ 保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

【保管場所に掲げる掲示板の例示】

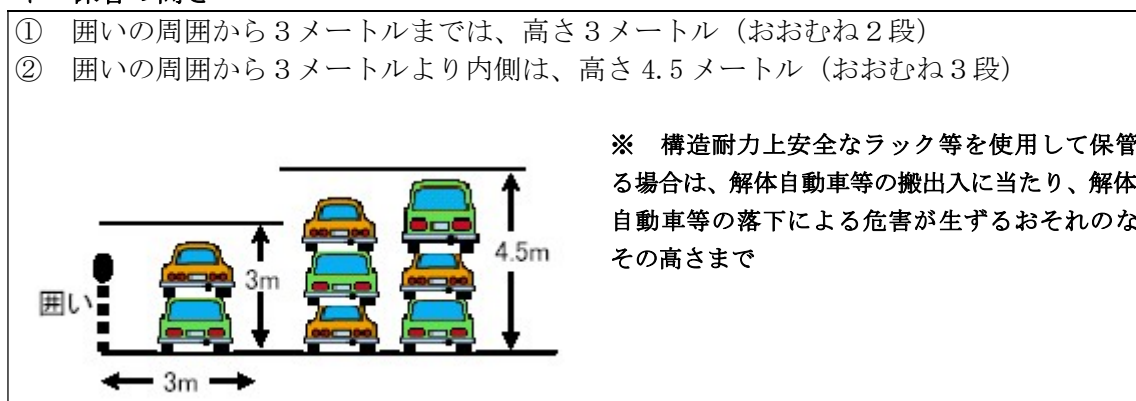


解体自動車と自動車破砕残さは区分保管する必要があることから、掲示板は別々に掲示すること。

解体業と破砕業のいずれも行う場合は、使用済自動車と解体自動車を区分して保管すること。

イ 保管の高さ

- ① 囲いの周囲から3メートルまでは、高さ3メートル（おおむね2段）
- ② 囲いの周囲から3メートルより内側は、高さ4.5メートル（おおむね3段）



ウ 保管量の上限

保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。ただし、重心が重なるよう適正に積むこと。



【重心がほぼ重なるような積み方の例】



【乱雑で不適正な積み方の例】

エ 保管の日数

自動車リサイクル法において、破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際に行う引取実施報告から自動車破砕残さを自動車製造業者等へ引き渡した際に行う引渡実施報告までの日数が30日となっていることから、30日を経過するまでに自動車製造業者等へ引き渡さなければならない。

なお、解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合は、解体業者からの解体自動車の引取りを最初に行った破砕業者が引取実施報告を行った日から最後の工程の破砕業者が自動車破砕残さを自動車製造業者等へ引き渡す際の引渡実施報告の日までの日数が30日となる。

(2) 本格施行の日前(平成16年12月31日)までに自動車販売店等に引き取られたもの

本格施行の日前に引き取られた使用済自動車については、それまで有償で引取りが行われていたものも廃棄物とみなされる。

また、破砕業者が本格施行の日(平成17年1月1日)において、現に保管している解体自動車及び自動車破砕残さ等については、次により取り扱うことになる。

- ① 本格施行の日前に引き取られた使用済自動車が解体自動車となったもの
有価物であっても廃棄物処理法の産業廃棄物の保管基準が適用される。

なお、本格施行の日前に解体自動車が有価物である場合、本格施行以後、この解体自動車に係る廃棄物処理法上の排出事業者は、その時点でその解体自動車を保有していた者となる。

- ② 本格施行の日前に引き取られた使用済自動車に係る自動車破砕残さ
従来どおり産業廃棄物の保管基準が適用される。

これまで、有価物を保管していた場所についても、廃棄物処理法の保管基準が適用されることから、当該保管場所の構造等について、基準に適合させるよう見直しが必要となることに留意する。

ア 廃棄物処理法の保管基準

本格施行の日以降に引取業者に引き取られたものと同じ。(解体自動車)
(保管場所に掲げる掲示板も同様の例により掲示)

イ 保管の高さ

本格施行の日以降に引取業者に引き取られたものと同じ。

ウ 保管量の上限

本格施行の日前に引き取られた産業廃棄物である解体自動車を保管している場合は、処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じた数量までとする。

エ 保管の日数

本格施行の日前に引き取られた解体自動車の保管については、自動車リサイクル法の電子マニフェストによる移動報告に係る日数の適用は受けないが、保管基準に違反することのないよう計画的に解体自動車の搬出等を行うことによって、適正な期間で保管する必要がある。

※ 解体自動車の保管(圧縮されたもの)に係る具体的基準

1 原則

すべての解体自動車は廃棄物とみなされ、廃棄物処理法の産業廃棄物保管基準が適用される
(以下の記述については自動車破砕残さも同様である)。

2 保管の方法

(1) 本格施行の日(平成17年1月1日)以降に引取業者に引き取られたもの

(自動車リサイクル法のリサイクル費用が預託されているもの)

ア 廃棄物処理法の保管基準

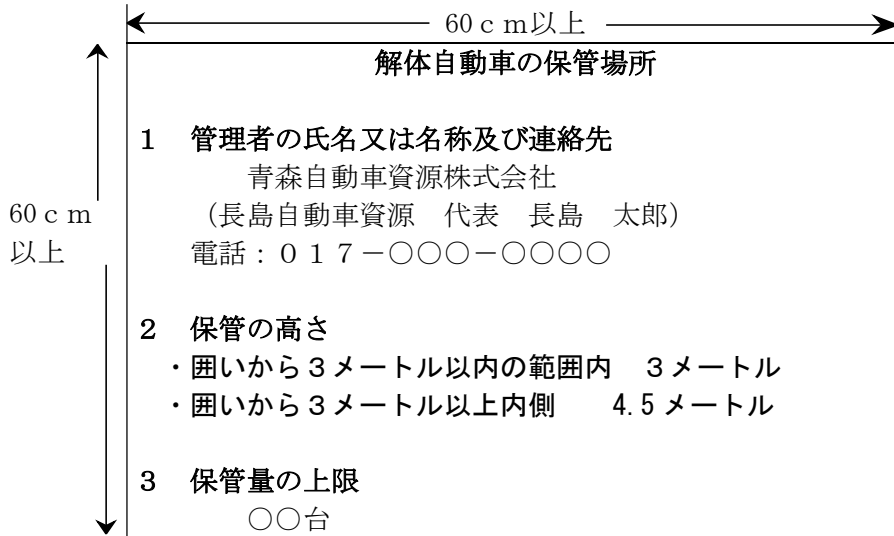
- ① 見やすい箇所に解体自動車の保管の場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること。

- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

・ 保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

【保管場所に掲げる掲示板の例示】

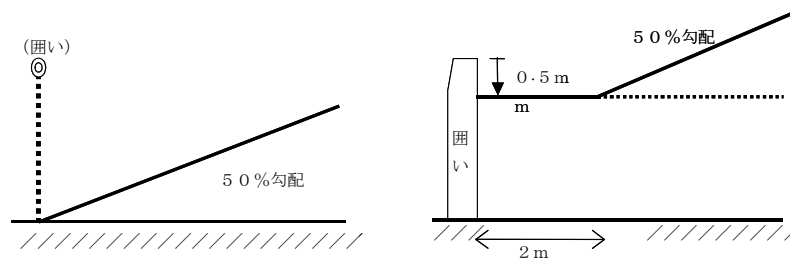


解体自動車と自動車破砕残さは区分保管する必要があることから、掲示板は別々に掲示すること。

解体業と破砕業のいずれも行う場合は、使用済自動車と解体自動車を区分して保管すること。

ア 保管の高さ

※ 本格施行前に引き取られたもの及び本格施行後に引き取られたもののいずれも圧縮された場合の保管の高さは同じ。



囲いに接していない場合 囲いに接している場合
〔圧縮した解体自動車の保管〕

イ 保管量の上限

処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じた数量までとする。

ウ 保管の日数

本格施行の日前に引き取られた解体自動車については、保管日数について特に規定されていないが、保管基準に違反することのないよう計画的に搬出等を行うことによって適正な期間で保管する必要がある。

また、本格施行後に引き取られた解体自動車を保管している場合は、破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際に行う引取実施報告から自動車破砕残さを自動車製造業者等へ引き渡した際に行う引渡実施報告までの日数が30日となっていることから、30日を経過するまでに自動車製造業者等へ引き渡さなければならない。

なお、解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合は、解体業者からの解体自動車の引取りを最初に行った破砕業者が引取実施報告を行った日から最後の工程の破砕業者が自動車破砕残さを自動車製造業者等へ引き渡す際の引渡実施報告の日までの日数が30日となる。

イ 解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

(ア) 破砕前処理施設

(自動車リサイクル法施行規則第 62 条第 1 号ロ)
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・ 解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設である必要がある。
- ・ 圧縮（プレス）又はせん断施設としては、据付け型のものに加えて、圧縮（プレス）又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。
- ・ 可動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。
- ・ また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う場所において生活環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等の生活環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要とされる。

※ 生活環境の保全上支障が生じないような措置の例

○ 廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないような必要な措置の例としては、以下のようなものが考えられる。

① 据付け型施設、可動型施設（重機）の場合

- ・ 破砕前処理作業に伴って発生する解体自動車の破片等の事業場外への飛散、流出、騒音等を防止するため、圧縮（プレス）・せん断施設は、屋根・壁等があり、かつ、コンクリート舗装した建物内に設置することが最も有効であり、望ましい。
- ・ 重機により圧縮を行う場合は、重機の先端部分で圧縮することとなるが、その作業場所については屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装していることが望ましい。
また、当該作業場所や重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合滑り止め加工を施す）などして補強し、ひび割れが起きないようにすることが望ましい。
- ・ 破砕前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝搬を防止するため、必要に応じ、大型基礎設計、防振装置等により対応する。
- ・ 必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。

② 移動型施設（プレスカーなど）の場合

- ・ 圧縮時や移動時に、解体自動車の破片等が飛散・流出することのないような移動型施設を準備する必要がある。
- ・ 移動型施設による圧縮は、移動先の事業所内で、かつ、周辺に影響の少ない場所で行う必要があり、道路上で作業を行ってはならない。
また、床面が鉄筋コンクリート等で舗装された場所で行うことが望ましい。
なお、その旨を標準作業書に記載する。
- ・ 作業場所によっては、近隣への圧縮時の騒音や振動を避ける必要がある。このため、時間帯に配慮して行う必要があり、その旨を標準作業書に記載する。
- ・ 万が一、廃油・廃液類の漏出があった場合には、直ちにウエス等で拭き取り、現場の原状回復を図る。

また、解体業者に対し、廃油・廃液の確実な回収を促す（引取拒否事由となる。）。

(イ) 破碎施設

(自動車リサイクル法施行規則第 62 条第 1 号ハ)

解体自動車の破碎を行う場合にあつては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破碎を行うための施設が(廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する)産業廃棄物処理施設である場合にあつては、廃棄物処理法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破碎を行うための施設が(廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する)産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車の破碎を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破碎を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・ 自動車リサイクル法では、解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。
解体自動車の破碎に用いられる施設は、通常 1 日当たりの処理能力が 5 トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当する。
都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置を許可する際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認しているため、当該設置許可を受けた破碎施設については、既に生活環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。
また、破碎業の許可の審査に当たっては、申請書に施設設置許可番号を記入することで足りるものであり、申請書類の簡素化を図るものである。
- ・ 一方、破碎施設の 1 日当たりの処理能力が 5 トン未満の場合には、廃棄物処理法第 15 条第 1 項に基づく都道府県知事等の施設設置許可は必要とはされないが、当該施設での破碎処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設である必要がある。

ウ 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)の保管施設

(自動車リサイクル法施行規則第 62 条第 1 号ニ)

解体自動車の破碎を行う場合にあつては、自動車破碎残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3) において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。
ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- ・ 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)の飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 排水処理施設の能力は、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を有する必要がある。
- ・ 「自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じる場合」としては、湿式の破碎施設で発生する自動車破碎残さ（シュレッダーダストである場合が考えられる。
 なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- ・ 降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき水量を計算する必要がある。
- ・ 「側壁その他の設備」としては、側壁以外にコンテナ等が考えられる。
- ・ また、一般に自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防に配慮する必要がある。

※ 保管施設の詳細

① 解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない構造

- ・ 次の2つの条件をともに満足する場合が考えられる。

横殴りの雨でも浸入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること		
材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根	鉄板、瓦、スレート葺 等
	覆い	(テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根又は覆いがあること ・ 屋根及び壁は容易に移動できないものであること。 ・ 壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい。 	

周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

(例)

- ・ ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造
- ・ 解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝（開渠）が設けられ、解体作業場内に雨水等地表水が浸入しない構造
- ・ 解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造
- ・ 解体作業場の周囲に、通常地表を流れる雨水等地表水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設け、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造

② 屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備

- ・ 材質及び形状は上表の例による。
- ・ 屋根等を設置するのが原則であるが、市街化調整区域における立地の場合は、関係自治体の都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。

③ 床面

- ・ 使用済自動車又は解体自動車を保管するための施設（（1）ア）の運用例による。

④ 油水分離装置

- ・ 屋根等がある場合で、雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とする。
 また、分離を確実にするため、一般的には3槽以上が望ましい。
- ・ 屋根等のない場合の油水分離装置は、『構内舗装・排水設計基準』（国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修）、東京消防庁監修の給油取扱所の基準等を参考に、解体作業場内の雨水の流出量を算定した値に応じた容積とする。

また、一般的な構造としては、4槽以上、滞留時間が2時間以上となるよう設計することが望ましい。

- ・ 事業場敷地外部から流入する雨水等が油水分離装置へ流入しないようにする工夫としては、以下のような対応が考えられる。

(例)

- 事業場敷地周囲に、雨水吐きのための排水側溝（開渠）を設ける。
- 事業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水が作業場へ浸入しない構造
- 事業場敷地周囲に、通常地表を流れる雨水が浸透・越流しない高さの堰堤（コンクリート製等）を設ける。
- ・ 市街化調整区域に立地している場合であって、屋根等を設置することができない場合にあつては、地域の実情に応じた係数と上記計算に基づき、十分な容量の油水分離装置を確保するのが原則である。
また、油水分離装置の容量が十分に確保できない場合にあつては、標準作業書において、作業しない時や降雨時は解体作業場を不透水性のシートで覆うこと、作業終了後は床面を点検し、廃油・廃液類は必ず拭き取っておくことを明記し、廃油・廃液類が漏出することのないよう措置する。

⑤ その他留意事項

- ・ 重機を用いて解体する場合にあつても、屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備が必要である。解体は重機の先端部分で行うものであるが、少なくともその作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装する必要がある。
また、当該作業場や重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑るのを防ぐため滑り止め加工を施す）などして補強し、ひび割れが起きないようにする必要がある。
- ・ 事故を起こした大型車や、公園で子供の遊び場として使用されているバスなど、自走できない大型車であつて、解体作業場への移動が困難なものにあつては、現地にて解体せざるを得ない場合も考えられる。このような場合には、現場において生活環境保全上支障がないような手段（例えば、降雨時には解体を行わない、廃油・廃液が漏出するおそれのある箇所の下には受け皿を置いて漏れないようにする、漏れた場合に備えてウェス類を十分に用意しておき、万が一漏れた場合は直ちに拭き取る、作業後は当該場所を原状回復する等）により解体を行うことを標準作業書に明記する。
- ・ いわゆる「もぎ取り解体」（客が欲しい部品を自分で解体して取り外す形態）を行う場合は、許可を受けた解体業者の監督、責任のもとに行う必要がある。
部品のもぎ取りにより油漏れ、液漏れ等が発生するおそれがある場合には、鉄筋コンクリート床面、油水分離装置、屋根等を備えた解体作業場に移動した上で、かつ、標準作業書の手順に沿って行わせる必要がある。

(1) 十分な容量の確保

自動車破砕残さの保管施設は、自動車破砕残さが保管施設から飛散・流出することのないよう、その発生量と、自動車破砕残さのリサイクル施設や最終処分場への搬出量から勘案して、十分に保管する容量を有すること。

また、輸送効率を高める等の観点から、自動車破砕残さを加熱・成型する等の事前処理がなされる場合もあるが、この場合の加工物の保管も同様である。

(2) 床面

- ・ 自動車破砕残さの保管施設は、汚水等の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリート等で築造又はこれと同等以上の措置をとること。
- ・ 自動車破砕残さの運搬に重機等を用いる場合は、さらに重機等の床面への荷重を考慮した強度を有する構造とする。

(3) 排水処理施設・排水溝

- ・ 自動車破砕残さの保管施設からその保管によって汚水が生じる場合は、十分な処理能力を有する排水処理施設とそれに繋がった排水溝を設けること。
- ・ 十分な処理能力とは、当該排水処理設備に排水基準が適用される場合に同基準に適合する能力とする。
- ・ 排水基準が適用されない場合も、それに準じた能力を有し、周辺の公共水域や地下水に汚染を生じないこと。
- ・ 排水溝については、燃料採取場所の項を参照。

(4) 屋根、覆い、その他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根	鉄板、瓦、スレート葺 等
	覆い	(テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根又は覆いがあること ・屋根及び壁は容易に移動できないものであること。 ・壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい。 	

(5) 側壁その他の設備

- ・ 側壁とは、廃棄物処理法施行規則第8条に規定する「保管する廃棄物の荷重がかかる構造であっても構造耐力上安全である囲い」と同等の壁をいう。
- ・ その他の設備とは、側壁と同等以上の構造耐力を有する、自立したコンテナが考えられる。

エ 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設

【再掲】

みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・ 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

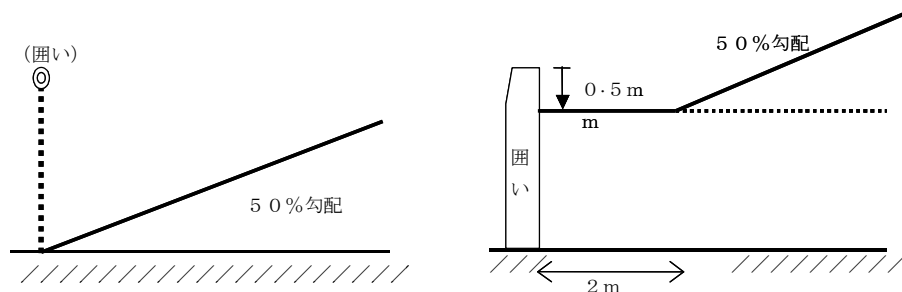
- ・ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

※ 保管基準の詳細

○ 圧縮、せん断した後の解体自動車については、一般的な産業廃棄物の保管基準に従い保管する必要がある。

すなわち、

- ・ 廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下とすること。
- ・ 廃棄物が囲いに接している場合（直接負荷部分がある壁）は、囲いの内側 2 m は囲いの高さより 50 cm 以下の線とし、2 m 以内の内側は勾配 50%以下とすること。



圍いに接していない場合

圍いに接している場合

[圧縮又はせん断した解体自動車の保管]

(2) 破砕業許可申請者の能力に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第 62 条第 2 号）

(自動車リサイクル法施行規則第 62 条第 2 号イ)

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・ 破砕業（破砕前処理業を含む）業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、破砕（破砕前処理を業として行う場合には圧縮（プレス）又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が生活環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破砕業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 標準作業書には、破砕作業が生活環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されている必要があるため、上記項目ごとに具体的に記載する。
その際、事業を円滑に進めるために必要であることから、廃棄物処理法や消防法など、破砕作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても記載するものとする。
- ・ 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・ 実際の破砕作業手順等は、破砕に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意する必要がある。
また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要である。

(自動車リサイクル法施行規則第 62 条第 2 号ロ)

事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・ 明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・ 事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数、自動車破砕残さの処分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・ 解体自動車や自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等の撤去を行うための資金的な目途が立たないことが明らかな場合には、破砕業を継続できないものと認められる。

(3) 破砕業者の再資源化基準

(1) 破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準（自動車リサイクル法第 18 条第 1 項）

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

(2) 破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準（自動車リサイクル法第 18 条第 4、第 5 項）

- ・ 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。
- ・ 前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

ア 破砕前処理に関する基準（自動車リサイクル法施行規則第 14 条）

法第 18 条第 1 項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

【趣旨】

- ・ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ごみ等、解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

- ・ 解体業者など前工程の業者に対し、トランクなど解体自動車内に生活ごみ等が混入されることのないよう注意を促す。
- ・ 解体自動車に生活ごみ等が混入していないか確認するため、処理前の解体自動車を保管場所からフォークリフト等で破砕前処理場まで運搬した直後に、作業員が目視で確認し、混入を発見した場合は手作業で除去する。その場合、再度、解体業者等前工程の業者に対して注意を促す。

イ 破砕に関する基準（自動車リサイクル法施行規則第 16 条）

法第 18 条第 5 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- (2) 自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

【趣旨】

- ・ 有用な金属及び自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の再資源化を促進しようとするものである。

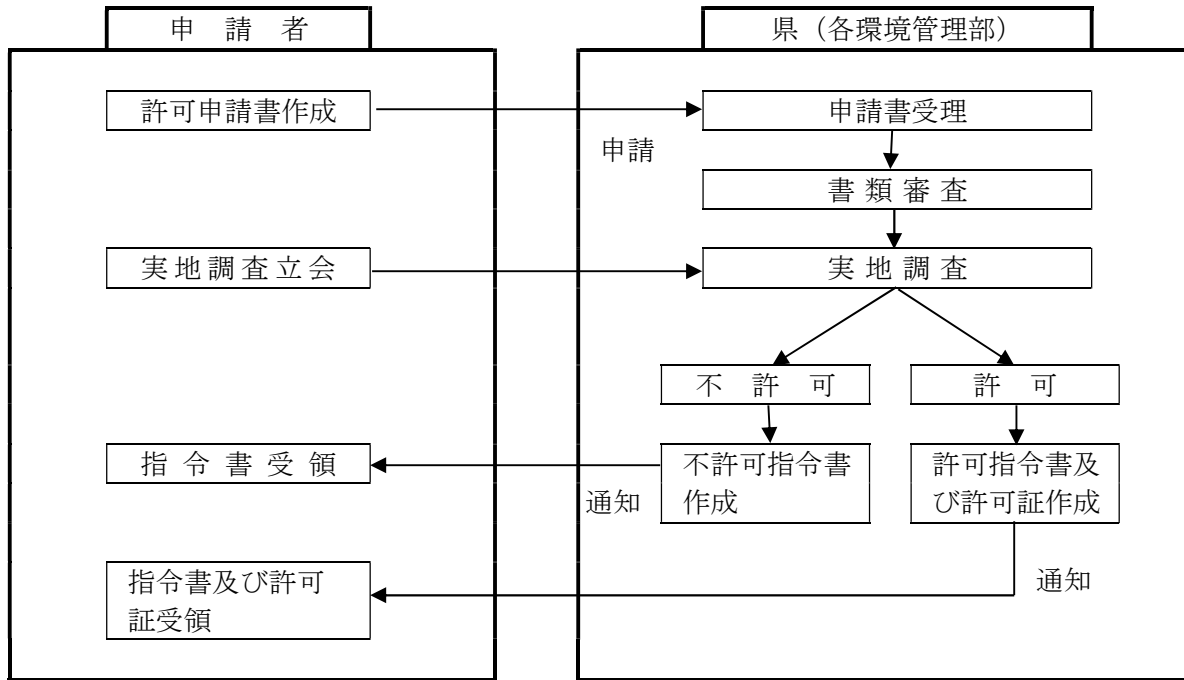
【留意事項】

- ・ 破砕施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外のものの破砕に併用する場合は、区分して破砕する必要がある。
また、その際の破砕施設の運転管理の方法等については、標準作業書に記載しておくこととする。

- ・ 解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機など）の破砕を同一の破砕機を用いて行う場合は、時間帯を変えて同時に破砕を行わないなどの工夫により、シュレッダーダストが互いに混ざらないようにする。
- ・ 解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機など）から発生する残さは、それぞれ分けて別の所に保管するか、同じ保管場所であっても、時間帯によって分ける等により、混入することのないよう留意する。

4 破砕業許可の申請手続き

(1) 事務処理フロー



(2) 申請書様式

許可申請書：様式第8

事業範囲変更許可申請書：様式第10

(3) 申請に必要な書類の内容

<申請書記入事項>

- ① 申請者名・住所・代表者名
- ② 事業の範囲
- ③ 事業所名・所在地
- ④ 役員の氏名・役職名・住所
 - ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- ⑤ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・役職名・住所
- ⑥ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所（法定代理人が法人である場合には、その名称・住所・代表者の氏名とその役員の氏名・住所）
- ⑦ 事業の用に供する施設の概要
- ⑧ 標準作業書の記載事項（標準作業書を別添とする場合は「標準作業書ガイドライン」を参考として作成）
- ⑨ 既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
- ⑩ 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で積替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ⑪ 施設について、廃棄物処理法の廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号及び許可年月日
- ⑫ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称・住所・保有する株式の数又は出資の金額

<添付書類>

- ① 申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（破県様式第 1）
- ② 破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取図
- ③ 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
- ④ 事業計画書（破県様式第 2-1（1-1～1-5）及び第 2-2（2-1））
- ⑤ 収支見積書（破県様式第 2-1（1-6）及び第 2-2（2-2～2-3））
 - ※ 破県様式第 2-1「1-6. 年間収支見積書」の記載が困難である場合は、これに代えて申請者の直近 2 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）を提出してください。
- ⑥ 申請者が個人の場合には、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書
- ⑦ 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び（当該法人の）登記事項証明書
- ⑧ 役員の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書
- ⑨ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の株式数又は出資額を記載した書類、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書（個人株主等用）又は（当該法人の）登記事項証明書
- ⑩ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書
- ⑪ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書の他、当該法人の役員の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
 - ※ 住民票の写しは本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）が記載されたもの、また、法人に係る登記事項証明書は「履歴事項全部証明書」に限ります。
 - ※ 住民票の写し及び各種証明書は、3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。
 - ※ 当該都道府県等における初めての許可申請で、既に他に解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、一定の条件を満たせばその許可証の原本を提出することによって添付書類の一部（⑥と⑧～⑪）は不要となります。
なお、許可証の原本は、内容確認後、申請者に返却します。
 - ※ 許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（②と③）は不要です。
 - ※ 破砕施設が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、②のうち当該施設に係る部分は不要です。
 - ※ 申請の際、申請書に用いた印鑑に係る印鑑証明書を持参してください。
 - ※ ⑥、⑧、⑩及び⑪において、成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書」を提出する場合は、精神機能の障害により破砕業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付すること。

(4) 申請書の記入要領及び注意事項等

ア 許可申請書

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
提出に当たっての注意事項	申請書に記載する内容について疑義がある場合は、事前に確認した上で申請書を提出してください。 また、記入例を参照の上、記入してください。
手数料の納入	手数料は青森県収入証紙で納入してください。 また、証紙は申請書に貼付せずに持参し、申請書及び添付書類のチェック等が終わり、受理される時点で「手数料欄」に貼付してください。
申請年月日	申請年月日は、環境管理部における申請書の記載事項のチェックが終わり、受理された時点で記入してください。
※許可番号 ※許可年月日	破砕業の許可の更新の申請の場合に記入する欄であり、新規の許可の申請の場合は絶対に記入しないでください。 また、事業者によっては、破砕業とは別に解体業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業などの許可を受けている場合がありますが、これらと混同することなく、更新申請の際は 必ず青森県で受けている破砕業の許可番号を記入してください。 なお、許可番号は、許可指令書及び許可証に記載されています。
住所	法人の場合は、（当該法人の）登記事項証明書に記載されている本店（本社）の住所をそのまま記入してください（漢字、算用数字及び「〇〇番〇〇号」等の表記に注意してください）。 また、個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所をそのまま記入してください（漢字、算用数字及び「〇〇番〇〇号」等の表記に注意してください）。 なお、住民票の写し及び登記事項証明書は、発行日より3ヶ月以内のものに限ります。
氏名又は名称	（当該法人の）登記事項証明書又は住民票の写しに記載されているとおりに記入してください。 また、個人の場合は、「青森自動車商店」等の屋号の記入は不要です。 なお、代表権のない「専務取締役」や「常務取締役」等の名称は会社の組織上の呼称であることから、申請書に記入する場合は「取締役」と表記してください。
事業所の名称及び所在地	事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、又は別紙を添付することによって、すべての事業所について事業所ごとに記入してください。 また、事業所の名称は、解体自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子Manifestによる移動報告において使用する名称を記入してください。 加えて、道路運送車両法に基づく認証や指定を受けた自動車分解整備業者は、その認証又は指定に係る事業所の名称を有しています。 この名称と実際に使用している名称とが異なる場合がありますが、これにとらわれることなく、実際に使用している名称を記入してください。 なお、所在地は、「青森市長島一丁目1番1号」のように記入してください（「1-1-1」などの省略はしないでください）。
事業の範囲	当該申請に係る事業の区分（「破砕前処理」、「破砕」又は「破砕前処理及び破砕」）を記入してください。

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
事業の用に供する施設の概要	<p>次に記入例を示しますので、参考の上記入してください。 欄が不足する場合は、この欄に別紙〇〇のとおりと記入し、別紙を添付してください。</p> <p>なお、この欄については、別途添付する「施設の構造を明らかにする図面等」によって必要な事項が確認できる場合は、「別添図面による。」等と記入することで代えることができます。</p> <p>記入例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 〇〇支店</p> <p>破砕施設① シュレッダーマシーン〇〇型（能力 0000 トン／日） 1 基</p> <p>破砕施設② シュレッダーマシーン△△型（能力 00000 トン／日） 1 基</p> <p>せん断施設 ギロチン〇〇型（能力 0000 トン／日） 1 基</p> <p>圧縮施設〇 プレス〇〇型（能力 0000 トン／日） 2 基</p> <p>解体自動車保管施設①（解体自動車・プレス）面積 00000 m² コンクリート打設</p> <p>自動車残さ保管施設②（A S R）面積 00000 m² 屋根・囲い有 運搬車輛（平ボディ 2、キャリアカー 2） プレスカー 2</p> <p>油水分離装置 0000 m² 2 基</p> <p>2. △△支店</p> <p>破砕施設 シュレッダーマシーン〇〇型（能力 0000 トン／日） 1 基</p> <p>せん断施設 ギロチン〇〇型（能力 0000 トン／日） 1 基</p> <p>圧縮施設〇 プレス〇〇型（能力 0000 トン／日） 1 基</p> <p>保管施設①（解体自動車・プレス）面積 00000 m² コンクリート打設</p> <p>保管施設②（A S R）面積 00000 m² 屋根・囲い有 運搬車輛（平ボディ 2、キャリアカー 2） プレスカー 2</p> <p>油水分離装置 0000 m² 2 基</p> </div>

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等										
<p>他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号 （申請中の場合にあっては、申請年月日）</p>	<p>自動車リサイクル法の解体業又は破砕業について、青森県以外の都道府県又は保健所設置市で許可を受けている場合は、その許可番号をすべて記入してください。 申請中の場合は申請書が受理された年月日を記入してください。 また、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業）の許可を有している場合も同様に記入してください。 なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業については記入する必要はありません。</p> <p>記入例</p> <table border="1" data-bbox="478 638 1428 772"> <thead> <tr> <th>都道府県・市名</th> <th>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇県</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>△△市</td> <td>平成△△年△△月△△日申請</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	△△市	平成△△年△△月△△日申請				
都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）										
〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇										
△△市	平成△△年△△月△△日申請										
<p>他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号 （申請中の場合にあっては、申請年月日）</p>	<p>東北6県では、仙台市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市及びいわき市が保健所を設置しています。 なお、青森県の破砕業の許可を受けた後に、他の都道府県又は保健所設置市の解体業、破砕業の許可（届出によるみなし許可を含む。）又は産業廃棄物処理業の許可を受けた場合は、その日から30日以内に破砕業の変更届出を提出しなければなりません。</p>										
<p>破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</p>	<p>保管場所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することにより、すべての保管場所について記入してください。 なお、自動車リサイクル法では、解体自動車と自動車破砕残さは区分して保管することになっているので、同じ場所に保管する場合であっても、白線を引くなどの方法により明確に区分して保管する必要があります。</p> <p>記入例</p> <table border="1" data-bbox="478 1366 1428 1758"> <tbody> <tr> <td>1 解体自動車の保管場所</td> </tr> <tr> <td>（1）保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード</td> </tr> <tr> <td>（2）所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>（3）面積：〇〇㎡</td> </tr> <tr> <td>（4）保管量の上限：〇〇台</td> </tr> <tr> <td>2 自動車破砕残さの保管場所</td> </tr> <tr> <td>（1）保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード</td> </tr> <tr> <td>（2）所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>（3）面積：〇〇㎡</td> </tr> <tr> <td>（4）保管量の上限：〇〇台</td> </tr> </tbody> </table>	1 解体自動車の保管場所	（1）保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード	（2）所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号	（3）面積：〇〇㎡	（4）保管量の上限：〇〇台	2 自動車破砕残さの保管場所	（1）保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード	（2）所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号	（3）面積：〇〇㎡	（4）保管量の上限：〇〇台
1 解体自動車の保管場所											
（1）保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード											
（2）所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号											
（3）面積：〇〇㎡											
（4）保管量の上限：〇〇台											
2 自動車破砕残さの保管場所											
（1）保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード											
（2）所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号											
（3）面積：〇〇㎡											
（4）保管量の上限：〇〇台											
<p>役員の氏名、役職名及び住所</p>	<p>役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。 これらの者については、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書又は（当該法人の）登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記入してください。</p>										

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
令第5条に規定する使用人の氏名、役職名及び住所	<p>令第5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げる者をいい、例えば、支社、支店、事業所の従業員が単独でその事業所等に係る契約を行うことができる場合などが該当します。</p> <p>① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者</p> <p>② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所等の代表者</p> <p>これらの者については、住民票の写し及び(後見登記等に係る)登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記入してください。</p>
法定代理人の氏名及び住所 (法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所)	<p>申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について記入してください。</p> <p>住民票の写し及び(後見登記等に係る)登記事項証明書に記載されている事項を確認しながら記入してください。</p> <p>(法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他、当該法人の役員の住民票の写し、(後見登記等に係る)登記事項証明書に記載のとおりであること。)</p>
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及び保有する株式の数又は出資の金額	<p>発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がある場合は、すべての者について氏名又は名称、住所及び保有する株式の数又は出資の金額を記入してください。</p> <p>住民票の写し及び(後見登記等に係る)登記事項証明書又は(当該法人の)登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記入してください。</p>
標準作業書の記載事項	<p>破砕業の許可の要件とされている標準作業書に記載している事項を記入してください。</p> <p>なお、標準作業書を添付する場合は、「別添標準作業書による。」と記入してください。</p>

イ 添付書類

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
<p>破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p> <p>※破砕施設が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、当該施設に係る部分の添付は不要</p>	<p>① 解体自動車又は自動車破砕残さの運搬に係る施設 運搬に使用する自動車、機械等に係る写真（前、横、後方から撮影したもの）を添付してください。 また、自動車、施設の保管場所がある場合は、その平面図及び保管場所全体が分かる写真を添付してください。</p> <p>② 解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管に係る施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積替え又は保管に使用する自動車、機械等がある場合は、写真（前、横、後方から撮影したもの）、当該自動車等の保管場所の平面図及び保管場所全体が分かる写真を添付してください。 ・ 解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場所について、建屋の場合と建屋でない場合の別に次の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建屋の場合 平面図、立面図、床面の構造図（断面図）、建屋の断面図（必要と判断される場合のみ）及び積替え又は保管を行う場所の全体が分かる写真 ○ 建屋でない場合 平面図、床面の構造図（必要と判断される場合のみ）及び積替え又は保管を行う場所の全体が分かる写真 ・ 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていることがわかる図面を添付してください。 ・ 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝を設けることになっていることから、その部分が分かる図面及び写真を添付してください。 ・ 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を設けている場合、その図面及び写真を添付してください（ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより、雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合はこの限りではありません）。 ・ 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するために、側壁その他の設備を設けている場合は、その図面及び写真を添付してください。 ・ 解体自動車及び破砕残さの保管量の上限を計算した書類を添付してください。 <p>③ 破砕前処理施設又は破砕施設 平面図、立面図、床面の構造図、断面図（必要と判断される場合のみ）及び施設の写真（前、横、後方から撮影したもの）を添付してください。</p> <p>④ 当該施設付近の見取図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本店（本社）付近の見取図を添付してください。 ・ 本店以外に事務所及び事業場がある場合は、その付近の見取図を添付してください。 ・ 事業場全体が分かる場内配置図等を添付してください（標準作業書に記載している場合は不要です）。

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
申請者が破砕業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類	<p>① 解体自動車又は自動車破砕残さの運搬を自動車によって行う場合は、自動車検査証の写しを添付してください。 ただし、借用する場合は、賃貸契約書等を添付してください。</p> <p>② 重機等による場合は、売買契約書又は自主検査記録表等を添付してください。 ただし、借用する場合は、賃貸契約書等を添付してください。</p> <p>③ 駐車場（移動式の機械施設がある場合は駐機場）、積替え又は保管施設、破砕施設、部品保管庫等の設置場所の（不動産登記に係る）登記事項証明書その他、借用の場合は賃貸契約書の写し等を添付してください。</p>
事業計画書	破県様式第2-1・2-2について、記入要領により記入してください。
収支見積書	破県様式第2-1・2-2について、記入要領により記入してください。
申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び（当該法人の）登記事項証明書	<p>申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為を添付してください。 また、法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書を提出してください（以下同じ）。</p>
役員の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書	<p>住民票の写しは、本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものを提出してください。（以下同じ） なお、市区町村長が交付しているものが「住民票の写し」であることから、住民票担当の窓口で交付を受けたものをそのまま提出してください。</p> <p>（後見登記等に係る）登記事項証明書の発行手続きは、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局：戸籍課）の窓口で行っています。なお、郵送での請求は東京法務局後見登録課のみ行っています。</p> <p>成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により破砕業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。</p>
申請者が個人の場合には、住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書	<p>住民票の写しは、本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものを提出してください。（以下同じ） なお、市区町村長が交付しているものが「住民票の写し」であることから、住民票担当の窓口で交付を受けたものをそのまま提出してください。</p> <p>（後見登記等に係る）登記事項証明書の発行手続きは、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局：戸籍課）の窓口で行っています。なお、郵送での請求は東京法務局後見登録課のみ行っています。</p> <p>成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により破砕業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。</p>

事 項	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等
発行済株式総数 又は総出資額の 100分の5以上を 占める者の株式 数又は出資額、住 民票の写し及び （後見登記等に 係る）登記事項証 明書又は（当該法 人の）登記事項証 明書	申請者が法人である場合において、 ① 株式会社の場合は発行済株式総数の5%以上の株式を有する者 ② 有限会社等にあつては出資額の5%以上を出資している者 のすべての者について、その者が個人である場合には、住民票の写しと（後見登 記等に係る）登記事項証明書を提出してください。 成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の 障害により破砕業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる 医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。 また、①又は②のいずれかに該当するものが法人である場合は、該当するすべ ての法人について（当該法人の）登記事項証明書を提出してください。
本支店の代表者 や契約締結権限 のある使用人の 住民票の写し及 び（後見登記等に 係る）登記事項証 明書	令第5条に規定する使用人に該当するすべての者について、住民票の写しと （後見登記等に係る）登記事項証明書を提出してください。 成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の 障害により破砕業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる 医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。
申請者が未成年 者の場合には、法 定代理人の住民 票の写し及び（後 見登記等に係る） 登記事項証明書 （法定代理人が 法人である場合 には、定款又は寄 附行為、登記事項 証明書その他、当 該法人の役員 の住民票の写し、 成年被後見人及 び被保佐人に該 当しない旨の登 記事項証明書）	申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であ る場合に、その法定代理人であるすべての者について、住民票の写しと（後見登 記等に係る）登記事項証明書を提出してください。 （法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書の他、 当該法人の役員 の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登 記事項証明書を提出してください。） 成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の 障害により破砕業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる 医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付してください。
申請者が欠格要 件に該当しない ことを誓約する 書面	様式に定められた書面に記名の上、提出してください。 なお、書面の記名は、申請書に用いたものと同一としてください。

(5) 申請書の提出先等

ア 申請書の提出先

青森県内（青森市、八戸市を除く。）の主たる事業所の所在地を管轄する環境管理部に提出してください。

なお、主たる事業所の所在地が青森市の場合は青森市環境部廃棄物対策課に、八戸市の場合は八戸市環境部環境保全課廃棄物対策グループに、それぞれお問い合わせください。

環境管理部		管轄区域
東青地域県民局 環境管理部	〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁東棟4F TEL 017-734-9185 FAX 017-734-8023	東津軽郡、 上北郡（野辺地町、横浜町、 六ヶ所村）
中南地域県民局 環境管理部	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市、 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、 北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111（代） FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、 上北郡（七戸町、おいらせ町、 六戸町、東北町）、 三戸郡
下北地域県民局 環境管理部	〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、 下北郡

※ 事業所の所在地が青森市の場合は、青森市役所（廃棄物対策課）にお問い合わせください。

事業所の所在地が八戸市の場合は、八戸市役所（環境保全課）にお問い合わせください。

※ 更新申請の場合は、現行の許可期間満了年月日の3ヶ月前から申請することができます。

イ 申請書の提出部数

提出部数は正本1部となります。

なお、申請書はA4版ファイル綴りとし、申請者控え（1部）を作成してください。

ウ 許可申請手数料

許可申請の際は、手数料としてその区分ごとに下記の額の青森県収入証紙を「手数料欄」に貼付してください。

区 分	手数料の額
破砕業の新規許可	84,000円
破砕業の許可の更新	77,000円
破砕業の事業範囲変更許可	67,000円

エ 先行許可証

青森県における初めての破砕業許可の申請で、既に解体業、破砕業、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は、当該許可証の提出をもって「4（3）＜添付書類＞」⑥と⑧～⑩の提出は不要となります。

なお、許可証は、内容確認後に返却します。

第3 変更届・廃止届

1 変更届出書の提出

申請書記載事項が変更となる場合には、その日から30日以内に所定の様式に係る書類を添えて、変更届出書（様式第11）を提出することとされています。

【変更届が必要な事項】

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- ④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の名及び住所）
- ⑤ 事業の用に供する施設の概要
- ⑥ 標準作業書の記載事項
- ⑦ 他に解体業若しくは破砕業又は産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可番号
- ⑧ 破砕業を行っている事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え 又は保管を行おうとする場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限
- ⑨ 施設について、廃棄物処理法の廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号及び年月日
- ⑩ 破砕業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の5パーセント以上の株式を有する株主又は出資の額の5パーセント以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
- ⑪ 破砕業許可申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

<政令で定める使用人>

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- ・ 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 変更届出書の添付書類

変更届出書には、申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（破砕様式第 1）及び変更事項の区分ごとに次の書類を添付してください。

変 更 事 項	添 付 書 類		チェック欄
氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名	個人	住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書	
	法人	定款又は寄附行為及び（当該法人の）登記事項証明書	
事業所の名称及び所在地	当該変更に係る事業所に関する破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書のうち必要なもの並びに当該施設の付近の見取図・破砕業許可申請者が当該施設の所有権を有すること（破砕業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書面		
役員の名及び住所	当該役員の名及び住所の住民票の写し、（後見登記等に係る）登記事項証明書及び（当該法人の）登記事項証明書		
政令で定める使用人の氏名及び住所	当該使用人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書		
未成年者の法定代理人の氏名及び住所 （法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の名及び住所）	当該法定代理人の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書 （法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書の他、当該法人の役員の名及び住所の住民票の写し、（後見登記等に係る）登記事項証明書）		
破砕業に供する施設	破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書のうち必要なもの並びに当該施設の付近の見取図・破砕業許可申請者が当該施設の所有権を有すること（破砕業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書面		
発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該変更に係る者が保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類 ・ 当該変更に係る者の住民票の写し及び（後見登記等に係る）登記事項証明書又は（当該法人の）登記事項証明書 		

※ 住民票の写しは本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）が記載されたもの、また、法人に係る登記事項証明書は「履歴事項全部証明書」に限ります。

※ 住民票の写し及び各種証明書は、3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

※ 個人の氏名、（代表者を含む）役員の名、政令で定める使用人の氏名及び未成年者の法定代理人の氏名が変更となる場合において、成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書を提出する場合は、精神機能の障害により解体業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等を添付すること。

3 廃止届

次のいずれかの理由により破砕業を廃止した場合には、その日から 30 日以内に廃止届出書（破砕様式第 16）を提出してください。

また、廃止届出書には、許可指令書及び許可証を添付してください。

廃止の区分	廃止の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
許可に係る破砕業を廃止した場合	破砕業者であった個人又は破砕業者であった法人を代表する役員

4 届出書の提出先等及び提出部数

第 2 の 4（5）ア及びイに同じ

「自動車リサイクル法」についての青森県ホームページ

青森県自動車リサイクル で検索 



右のQRコードからURLを読み取ることができます。

https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/car_recycle1.html